

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和5年 5月9日	和歌山市狐島588 番地1先路上	360,000円	和歌山市北島30 0番地9 浅井建設株式会社 代表取締役 浅井 孝浩	公用車の接触による物損事故に対する損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和5年 5月16日	和歌山市つつじが丘 3丁目5番地9	241,208円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和5年 6月6日	和歌山市松江775 番地1 河西ほほえみセンタ ー駐車場内	185,259円		公用車の接触によ る物損事故に対す る損害賠償金

報第4号

市長専決処分事項の報告について

市営住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和5年 8月21日		の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計3,332,070円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。